

関係資料

令和2年8月28日
国土交通省 航空局

- 制度及び背景
- 論点①保安検査の位置付けについて
- 論点②保安検査に関する役割分担や連携について
- 論点③保安検査の量的・質的向上について

□ 制度及び背景

□ 論点①保安検査の位置付けについて

□ 論点②保安検査に関する役割分担や連携について

□ 論点③保安検査の量的・質的向上について

我が国航空機に係る主なハイジャック等

発生日・機種	概要	搭乗者
1970年3月31日 B727 よど号事件	日航351便(東京→福岡)は、7時30分頃名古屋上空を日本刀、鉄パイプ爆弾等を持った赤軍派9人に奪取された。「北朝鮮へ行け。」と要求されたが、燃料がなく福岡空港に着陸し、乗客の一部を降ろした後、ソウル金浦空港に着陸した。残りの乗客、客室乗務員と引き換えに現地に急派された山村運輸政務次官が搭乗し、犯人の要求どおり北朝鮮に向かい、平壤美林飛行場に着陸した。	乗客131名 乗員 7名 計138名
1970年8月19日 B727 あかしや号事件	全日空175便(名古屋→札幌)は、16時50分頃名古屋上空でモデルガンを持った男に奪取された。操縦室に侵入し、「浜松に降りろ。」と要求され、航空自衛隊浜松基地に着陸した。犯人逮捕。	乗客 75名 乗員 6名 計 81名
1973年7月20日 B747 ドバイ事件	日航北回り404便(パリ→アムステルダム→アンカレッジ→東京)は、アムステルダムを離陸後の23時55分頃、けん銃、鉄パイプ爆弾で武装し、操縦室に乱入した日本赤軍(1人)とパレスチナ・ゲリラ(1人)に奪取された。イタリア、ギリシア、レバノン、シリアの上空を経て、アラブ首長国連邦のドバイ空港に着陸した。21日から24日まで滞港、佐藤運輸政務次官らの説得に応ぜず、同空港を離陸。ダマスカス空港で燃料を補給した後、リビアのベンガジ空港に着陸。乗客・乗員全員が機外へ脱出した後、犯人の手で同機は爆破。犯人(1人は機中で爆死)はリビア政府に逮捕された。	乗客123名 乗員 22名 計145名
1977年9月28日 DC-8 ダッカ事件	日航南回り472便(パリ→カラチ→ボンベイ→バンコク→東京)は、ボンベイを離陸後の10時45分頃、けん銃及び手りゅう弾で武装した日本赤軍(5人)に奪取され、バングラディッシュ国ダッカ空港に着陸した。犯人は、「日本に拘禁中の奥平純三ら9人の釈放と現金600万ドル」を要求。政府は、石井運輸政務次官らを急派するとともに、奥平ら6人と600万ドルをダッカに移送し、人質の乗客大半と交換。犯人は、ダッカを離陸し、クウェート、シリアを経て、アルジェリア国ダル・エル・ベイダ空港に着陸。アルジェリア政府に投降。	乗客 142名 乗員 14名 計 156名
1999年7月23日 B747-400	全日空61便(東京→新千歳)が離陸直後にナイフを持った男に奪取された。犯人は、機長に対し操縦を代わるよう要求したが、受け入れられなかったため刺殺した。その後、副操縦士等に取り押さえられ、東京国際空港に着陸後、警察に引き渡された。	乗客 503名 乗員 14名 計 517名

近年の国際的なテロ情勢

米国同時多発テロ事件以降も、ソフトターゲットとして航空機や空港等を標的としたテロ、大規模イベントをめぐるテロは相次いでおり、国際的なテロ情勢は依然非常に厳しい状況

出典：国際テロリズム要覧

発生日	概要
1988年12月21日 (ロッカビー事件)	英国・スコットランド・ロッカビー上空を飛行中のロンドン発ニューヨーク行き航空機で、リビア政府関係者が同機を爆破し墜落。邦人乗客1人を含む乗員・乗客259人全員と墜落現場の住民11人が死亡。
2001年9月11日	米国・ニューヨークの世界貿易センタービル2棟にハイジャックされた米国旅客機2機が突入したほか、1機が首都ワシントン郊外の国防総省に突入し、更に1機がペンシルバニア州ピッツバーグ郊外に墜落し、邦人24人を含む約3,000人が死亡。
2006年8月10日	イギリスからアメリカ、カナダに向かう複数の航空機を、清涼飲料水を装った液体爆発物を用いて爆破しようとした未遂事件。
2009年12月25日	米国北東部のデトロイト・メトロポリタン空港に着陸直前の米国旅客機の機内で化学物質を用いた爆弾を起爆させ、犯人及び乗客2人が負傷。
2015年10月31日	エジプト北東部・シナイ半島でロシア旅客機が墜落し、乗客・乗員224人全員が死亡。
2015年11月13日	フランス首都パリ郊外の競技場や同中心部のレストラン、劇場などで、銃撃や自爆などによるテロが相次いで発生し、130人が死亡、約350人が負傷。
2016年2月2日	モガティシュ国際空港(ソマリア)からジブチへ向けて飛行していた旅客機内で爆弾を爆発させ、2人が負傷。
2016年3月22日	ベルギー首都ブリュッセルの空港及び地下鉄駅で、相次いで自爆テロが発生し、32人が死亡、邦人2人を含む340人が負傷。
2016年6月28日	トルコ西部・イスタンブールのアタチュルク国際空港で、銃撃及び自爆テロが発生し、47人が死亡、200人以上が負傷。
2016年7月1日	バングラデシュ首都ダッカで、武装集団が主に外国人が利用するレストランを襲撃し、30人以上を人質に。翌2日、治安部隊が邦人1人を含む13人を救出したものの、邦人7人を含む20人以上が死亡。
2017年5月22日	英国・マンチェスターで、歌手コンサート終了直後に、会場入り口付近で自爆テロが発生。22人が死亡、60人が負傷。
2018年12月11日	フランス東部ストラスブールで、クリスマスマーケット付近で銃乱射。5人が死亡、12人が負傷。

ICAO (国際民間航空機関)

国際民間航空条約第17附属書 Security: 航空保安

2.1 Objectives 目的

2.1.1 Each Contracting State shall have as its primary objective the safety of passengers, crew, ground personnel and the general public in all matters related to safeguarding against acts of unlawful interference with civil aviation.

各締約国は、不法妨害行為からの民間航空の防護に関する全事項の中で旅客、乗務員、地上職員及び一般公衆の安全を第一目的としなければならない。

3.1 National organization and appropriate authority 国内組織及び主管機関

3.1.1 Each Contracting State shall establish and implement a written national civil aviation security programme to safeguard civil aviation operations against acts of unlawful interference, through regulations, practices and procedures which take into account the safety, regularity and efficiency of flights.

各締約国は、不法妨害行為から民間航空を防護するため、運航の安全、規則性及び効率を考慮した規則、慣行及び手続きを通じて、成文の**国家民間航空保安プログラム**を作成、実施しなければならない。

※ 英文が正文

日本

国家民間航空保安プログラム

航空保安に係る主体が講ずべき対策等を規定

航空保安対策(検査等)、教育訓練、品質管理に関する各種基準

各主体の役割の割当

※ 英文が正文

3.1.5 Each Contracting State shall require the appropriate authority to define and allocate tasks and coordinate activities between the departments, agencies and other organizations of the State, airport and aircraft operators, air traffic service providers and other entities concerned with or responsible for the implementation of various aspects of the national civil aviation security programme.

各締約国は、適当な当局に対し、国家民間航空保安プログラムの諸事項の実施に関係又は責任を有する自国の省庁、その他の組織、空港管理者及び航空機運航者、航空交通サービス提供者及びその他の主体間の役割を定義し、割り当てを行うとともに、活動を調整するよう要求しなければならない。

航空保安委員会の設置

3.1.6 Each Contracting State shall establish a national aviation security committee or similar arrangements for the purpose of coordinating security activities between the departments, agencies and other organizations of the State, airport and aircraft operators, air traffic service providers and other entities concerned with or responsible for the implementation of various aspects of the national civil aviation security programme.

各締約国は、国家民間航空保安プログラムの諸事項の実施に関係又は責任を有する自国の省庁、その他の組織、空港管理者及び航空機運航者、航空交通サービス提供者及びその他の主体間における保安活動を調整するための国家航空保安委員会又はこれに類する枠組みを確立しなければならない。

※ 英文が正文

空港保安プログラムの制定

3.2.1 Each Contracting State shall require each airport serving civil aviation to establish, implement and maintain a written airport security programme appropriate to meet the requirements of the national civil aviation security programme.

各締約国は、民間航空業務を行う各空港に対し、国家民間航空保安プログラムの要件を満たした成文の空港保安プログラムを作成し、実施し、及び維持するよう要求しなければならない。

運航者保安プログラムの制定

3.3.1 Each Contracting State shall ensure that commercial air transport operators providing service from that State have established, implemented and maintained a written operator security programme that meets the requirements of the national civil aviation security programme of that State.

各締約国は、自国発の航空便を運航する商業航空運送運航者が、自国の国家民間航空保安プログラムの要件を満たす成文の運航者保安プログラムを作成し、実施し、及び維持していることを確保しなければならない。

空港及び航空機に対する航空保安対策の実施体制

- ・国際民間航空機関(ICA O)が定める国際ルールでは、締約国が航空保安対策に関する制度を定め施行する義務を規定しているが、航空保安検査等個々の対策の実施主体の決定は締約国に委ねられている。
- ・我が国では、国際ルールに従い以下の役割分担を明確に定めているところ。

※国際民間航空機関(ICA O)・・・国連の専門機関であり国際民間航空条約に基づき、航空の安全や運航ルール等の国際規則を定める組織

国(レギュレーター)

- ①航空法令に、空港設置管理者と航空会社が航空保安対策を講じることを規定
【航空法第47条、47条の2、第100条及び第108条】
- ②国際情勢を踏まえた、航空保安対策の実施に係る基準の策定及び見直し
- ③空港設置管理者及び航空会社が適切に航空保安対策を実施していることを「監査」により確認

指導・監督

指導・監督

空港設置管理者(プロバイダー)

注)国管理空港の場合には国の業務となる。

<空港への不法行為を防止>

- ①国(レギュレーター)が定める基準に従って、施設を管理
【航空法第47条】
- ②空港の保安を確保するために必要な事項を定めた『空港機能管理規程』の制定、国(レギュレーター)への届出及び遵守【航空法第47条の2】

航空会社(プロバイダー)

航空機の運航の安全確保

<航空機への不法行為を防止>

- ①航空機強取等防止措置を含む事業計画の制定、国(レギュレーター)からの許可の取得及び遵守
【航空法第100条及び第108条】

保安検査に関する法令等の規定(旅客関係)

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 抄

(爆発物等の輸送禁止)

第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2 何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んではない。

第八十六条の二 航空運送事業を經營する者は、貨物若しくは手荷物又は旅客の携行品その他航空機内に持ち込まれ若しくは持ち込まれようとしている物件について、形状、重量その他の事情により前条第一項の物件であることを疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該物件の輸送若しくは航空機内への持ち込みを拒絶し、託送人若しくは所持人に対し当該物件の取卸しを要求し、又は自ら当該物件を取り卸すことができる。但し、自ら物件を取り卸すことができるのは、当該物件の託送人又は所持人がその場に居合わせない場合に限る。

2 国土交通大臣は、航空の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、航空運送事業を經營する者に対し、前項の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第四百五条 航空機の使用人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

十三 **第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。**

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第四百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

六 **第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者**

「テロに強い空港」を目指し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、高度な保安検査機器の導入を推進し、航空保安検査の高度化を図るとともに、これらの検査機器のより一層の活用を図りつつ、航空保安検査の強化を行う。

高度な保安検査機器の導入の推進

○東京オリパラ大会に向けて平成28年度から全国の空港に導入を推進しているボディスキャナーや高性能X線検査装置等の高度な保安検査機器を活用予定。(当初予算 H28:3億円 H29:19億円 H30:59億円 H31:112億円 R2:32億円)

《先進的な保安検査機器》

ボディスキャナー



現行の接触検査に代わるものとして、自動的に非接触で人体表面の異物を検知する装置

高性能X線検査装置



機内手荷物用

機内持込・受託手荷物のX線検査機器のうち、爆発物を自動的に検知するシステム

受託手荷物用

蒸散痕跡物等利用爆発物検査装置 (ETD)



人や荷物の表面の付着物を専用紙で拭き取り、検出器により爆発物成分の有無を検査

液体爆発物検査装置



保安検査強化の恒久化

○令和元年9月から、航空機搭乗前の保安検査(上着検査、靴検査、爆発物検査)を恒久的に強化。

➤ 上着検査強化(国内線)

国際線と同様に、旅客に上着(コート、ジャケット等の脱衣を求め、上着のX線検査を実施。



➤ 靴検査強化(国内線・国際線)

持込み制限品を隠匿可能な靴(※)について、100%X線検査を実施。

※安全靴、厚底靴、ブーツ、くるぶしを覆う靴 等



➤ 爆発物検査強化(主に国際線) ⇒ETDを活用した検査の導入

- ◇ 国際線で、門型金属探知機による検査を受けた旅客のうち、一定割合以上の旅客に対して、追加で全身接触検査又はETDを利用した検査を実施。(ただし、ボディスキャナーが併設されている検査レーンは例外)
- ◇ 国際線で、従来型X線検査装置による検査を受けた機内持込手荷物のうち、一定割合以上の手荷物に対し、追加で開披検査又はETDを利用した検査を実施。
- ◇ その他、国際線の受託手荷物や国内線の旅客・手荷物に対する検査におけるETDの活用に関するルールを整理。

航空保安対策について

・国際民間航空機関(ICAO)が定める国際ルールでは、締約国が航空保安対策に関する制度を定め施行する義務を規定しているが、航空保安検査等個々の対策の実施主体の決定は締約国に委ねられている。

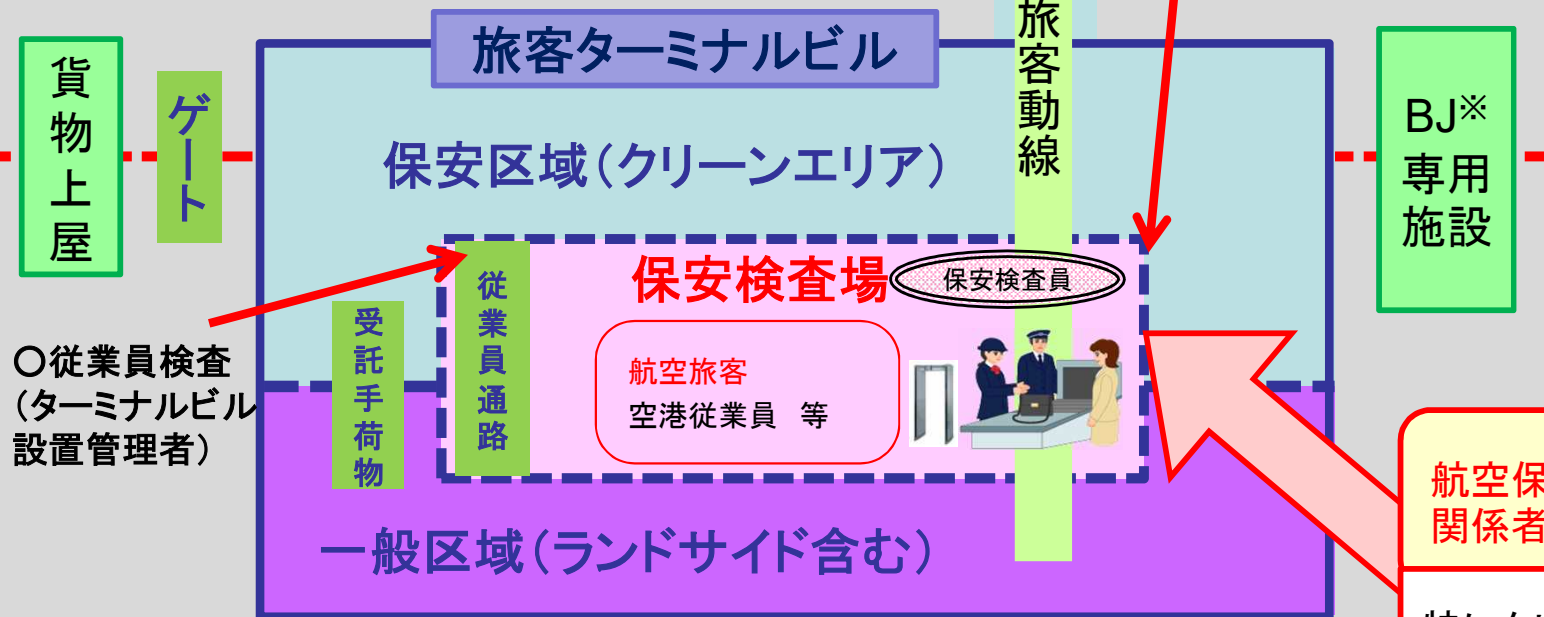
※BJ:ビジネスジェット



- 航空機の運航
- 旅客等の機内持込物の検査 (航空運送事業者)

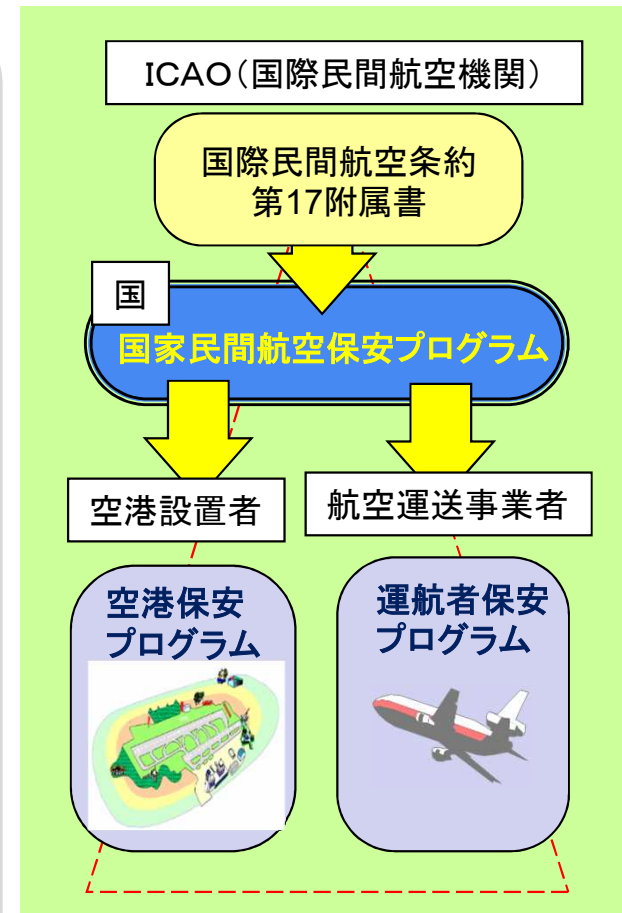
制限区域

- 空港への不法行為防止 (空港管理者)



- 従業員検査 (ターミナルビル設置管理者)

- 旅客ターミナルビル全体の警備等保安対策はターミナルビル設置管理者 ※警備当局及び関係者とも連携のうえ保安対策を実施



航空保安対策は、各区域等における様々な関係者の取組により成り立っている。

特にクリーンエリアは、多くの関係者が関わり、多数の旅客が混在する区域であり、その健全性を確保する保安検査は非常に重要。

保安検査に係る課題について

我が国の保安検査に係る状況

保安検査トラブルの続発

(原因): モニター検査画像での判別能力不足
 検査員の持込制限範囲の認識ミス
 旅客の持込制限品の理解不足
 検査員間の連携不足・手順不徹底
 保安検査の受託者・委託者間における連携不足 等

保安検査を取り巻く課題

労働環境

人手不足

業界構造・制度等

今後の更なる情勢の変化

- テロのターゲットになりやすい大規模イベントの開催
- インバウンドを含めた今後の航空需要の増加

国際的なテロの脅威増加

これらのことを踏まえると、保安検査の「質」の高度化、増加する「量」への対応、旅客の利便性を両立させた適切かつ確実な保安検査を実現する必要がある。そのために、以下の観点から保安検査について包括的な検討を行うこととする。

①保安検査の位置付け

【具体的な課題】

保安検査の位置付けが分かりにくい面があるため、旅客の協力を得にくい場合や、旅客に対して強い姿勢で検査に臨みにくい面がある。

②保安検査の役割分担

【具体的な課題】

円滑な保安検査を実施するため、国、航空会社、空港管理者、検査会社の役割分担・連携を工夫する余地があるのではないか。

③保安検査の量的・質的向上

【具体的な課題】

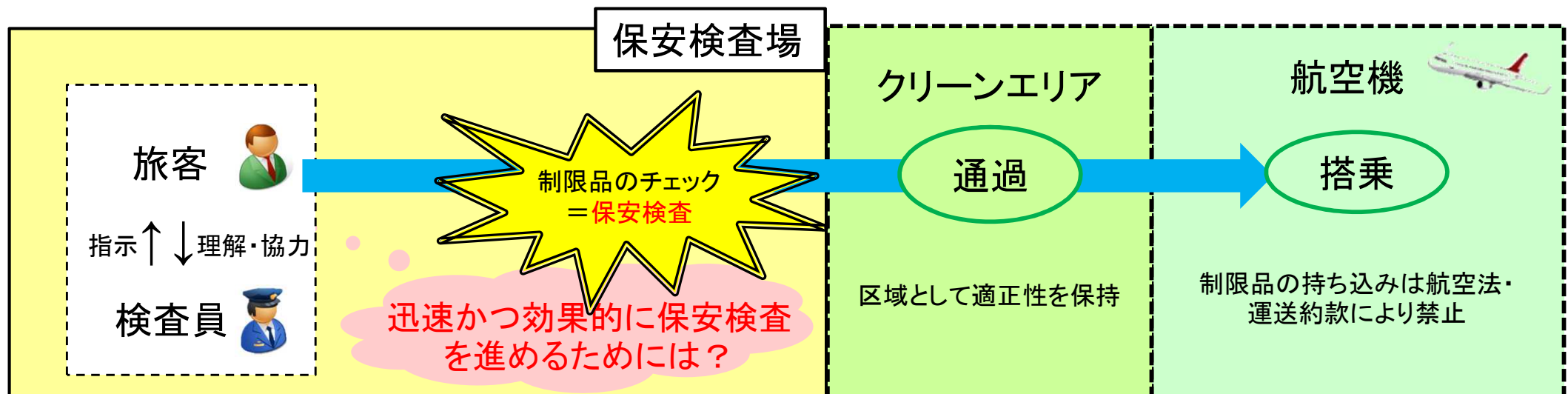
検査員の人材育成・確保、先端機器活用等の保安検査の量的・質的向上対策の推進及びそのための方策の必要性。

- 制度及び背景
- 論点①保安検査の位置付けについて
- 論点②保安検査に関する役割分担や連携について
- 論点③保安検査の量的・質的向上について

① 保安検査の位置付けについて

- 航空機内に危険物等の制限品を持ち込むことは、航空法・各社運送約款において禁止されている。
- 一方で、実質的には、保安検査場において制限品等のチェックが行われることとなるものであり、クリーンエリアの適正性を保ち、制限品が機内に持ち込まれないようにする観点から、重要なポイント。
- トレイに手荷物を置く、厚底の靴等を検査機に通す等の保安検査への準備、荷物開披の同意や制限品の廃棄などに関する理解・協力が必要不可欠。
- 機内に入る前段階にある保安検査を迅速かつ効果的に進めるためにはどうすればよいか。

※クリーンエリア: 出発旅客が、保安検査終了から航空機搭乗までの間、通過する可能性のあるターミナルビル内の待合室、通路、売店等の場所。



- 国土交通省航空局HP、政府広報オンライン等を利用したり、航空局のほか関係機関が協力してポスターを作成し、機内持込制限品や保安検査の位置付けに関する周知を強化。

航空機にお乗りになる皆さまへ

国土交通省からの注意事項

Notice to all airline passengers
from the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

保安検査は皆様に安心して航空機をご利用頂くために行っています

Security screenings are being conducted to ensure that everyone can get on the aircraft with peace of mind.

**検査員の指示に従い
検査を受けて下さい**

Please follow the directions given by the security staff.

国土交通省航空局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省

令和2年(2020年)8月18日

空港保安検査を強化 スムーズに通過するためのコツは?

2019年9月13日から、飛行機に乗る際の保安検査が強化されました。保安検査で、コートやジャケットなどの上着、ブーツなど「くるぶしを覆う」靴などは脱いでX線検査を行います。従来よりも時間がかかりますので、空港には余裕をもってお出かけください。また、国内線では多くの航空会社で、2019年10月27日より、保安検査場の締め切り時刻が出発時刻の20分前に繰り上げられました。そこで、保安検査をスムーズに通過するコツをご紹介します。



【協力政府広報オンライン(くらしに役立つ情報)】

保安検査を強化しています!

Enhanced security screenings are being conducted!

○保安検査は国土交通省の指示にもとづき行っていますので、検査員の指示にしたがって検査を受けて下さい。
検査を受けないと航空機にお乗りになれません。

○凶器等を機内に持ち込んだ場合は、航空法違反による罰則(50万円以下の罰金)が適用される場合があります。

Security screenings are being conducted under direction of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Please follow the directions given by the security staff. You can not get on the aircraft without undergoing a screening, if you bring prohibited items on the aircraft, you may be imposed with a penalty up to 500,000 yen in accordance with the Japanese Civil Aeronautics Act.

上着検査 Outerwear screening	コート、ジャケット類を脱いでトレイへ入れて下さい。 Take off your coat, jacket etc. and put it on the tray.	靴検査 安全靴、厚底靴、ブーツ、くるぶしを覆う靴等は検査が必要となります。 Safety boots, thick-soled shoes, boots, shoes covering the ankle etc.
所持品検査 Possession screening	機内持ち出し品はすべて脱いでトレイへ入れて下さい。 If you have anything in your pockets, take out everything in your pockets and put it on the tray.	液体検査 液体検査は、機内持ち出し品として検査を行います。機内持ち出し品として検査を受ける際は、必ず機内持ち出し品として検査を受ける必要があります。 Liquid screening is conducted for items to be carried on board. If you have any liquid items, you must go through liquid screening as carry-on items.
液体検査 Liquid screening	機内持ち出し品として検査を行います。機内持ち出し品として検査を受ける際は、必ず機内持ち出し品として検査を受ける必要があります。 Liquid screening is conducted for items to be carried on board. If you have any liquid items, you must go through liquid screening as carry-on items.	液体検査 機内持ち出し品として検査を行います。機内持ち出し品として検査を受ける際は、必ず機内持ち出し品として検査を受ける必要があります。 Liquid screening is conducted for items to be carried on board. If you have any liquid items, you must go through liquid screening as carry-on items.

適切な準備をして頂くことで検査が円滑になり、待ち時間の短縮につながります。お客様のご理解とご協力をお願いします。
Advanced preparation may help you go through security checkpoints more smoothly. Thank you for your cooperation.

国土交通省航空局 警察庁 協力 国内定期航空保安協議会
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism National Police Agency Safety Security Council of the Scheduled Airline of Japan

【航空局、警察庁、国内定期航空保安協議会 協力】

刃物等の機内への持込は法律違反であり50万円以下の罰金の対象となります。

Carrying knives of any kind aboard the plane is prohibited by law, and offenders will be fined up to 500,000 yen.

刃物等の機内への持込は法律違反であり、50万円以下の罰金の対象となります。
도검류의 기내반입은 법으로 금지되어 있습니다. 위반시에는 50만엔 이하의 벌금대상이 됩니다.

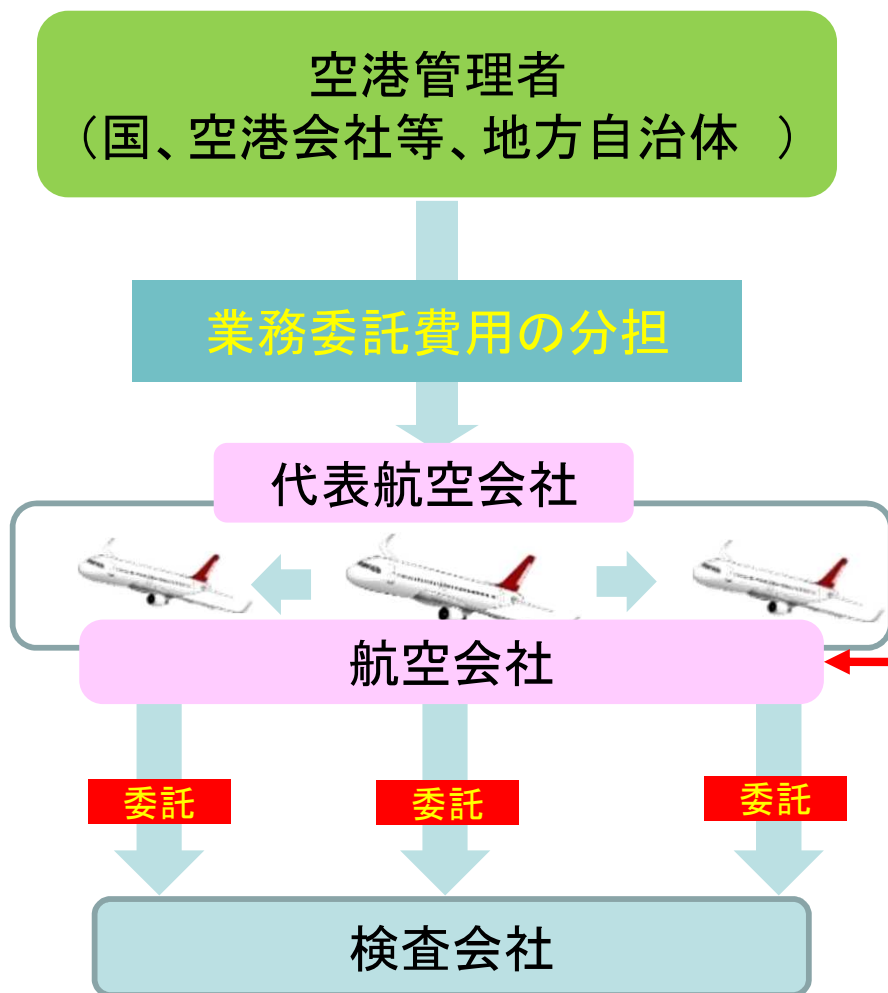
上記の物は、手荷物カウンターにてお預け頂くか、放棄品箱への廃棄をお願いします。
Please deposit the above items at the baggage counter or dispose of them in a disposal box.
위와 같은 물품은 항공사 카운터로 가져서 위탁하시거나 폐기해주시기 바랍니다.

国土交通省航空局 警察庁 定期航空協会
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism National Police Agency The Scheduled Airline Association of JAPAN

【航空局、警察庁、定期航空協会 協力】

- 制度及び背景
- 論点①保安検査の位置付けについて
- 論点②保安検査に関する役割分担や連携について
- 論点③保安検査の量的・質的向上について

② 保安検査に関する役割分担や連携について



【メリットの例】

- 航空会社が自らの航空機のセキュリティを確保できる
- 保安検査場、機内、運航に関する状況を踏まえた判断を迅速に行うことができる
- 運航計画に応じた柔軟な検査レーンの運用、顧客サービスとしての優先レーンの運用等ができる

航空法第100条に基づき、保安検査の第一義的な責任を有する

【デメリットの例】

- 複数社が検査会社に委託する場合、契約関係が複雑となり、検査場で閑繁の吸収がしにくい等の効率性を損なう面がある。
- 航空会社以外の関係者も含め、連絡システムの漏れ、当事者意識の欠落等が発生するおそれがある。

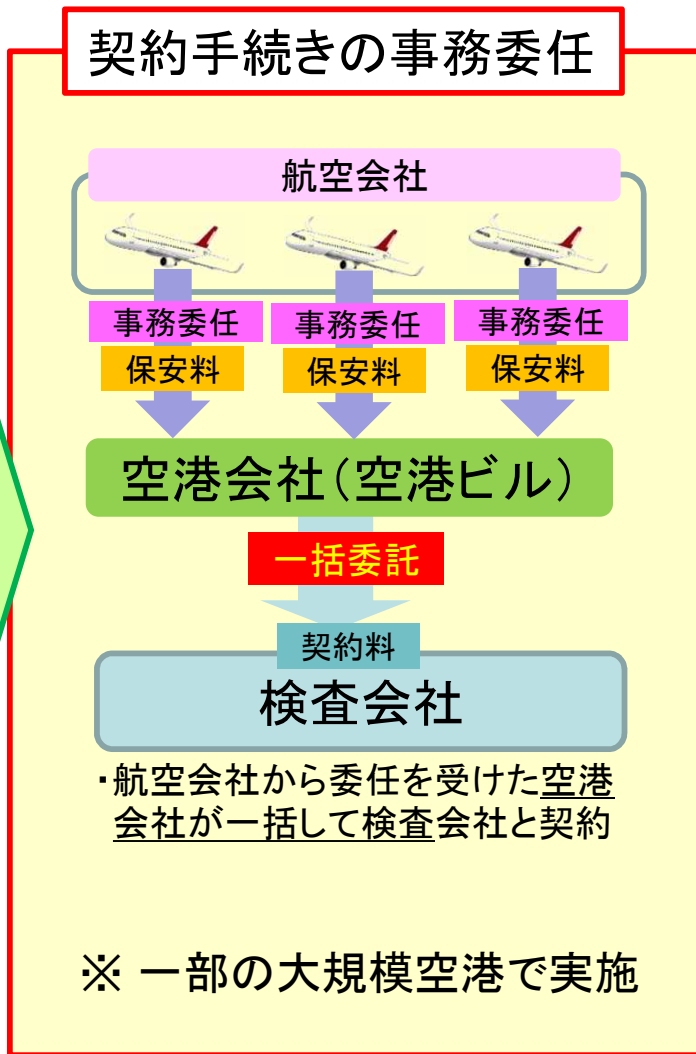
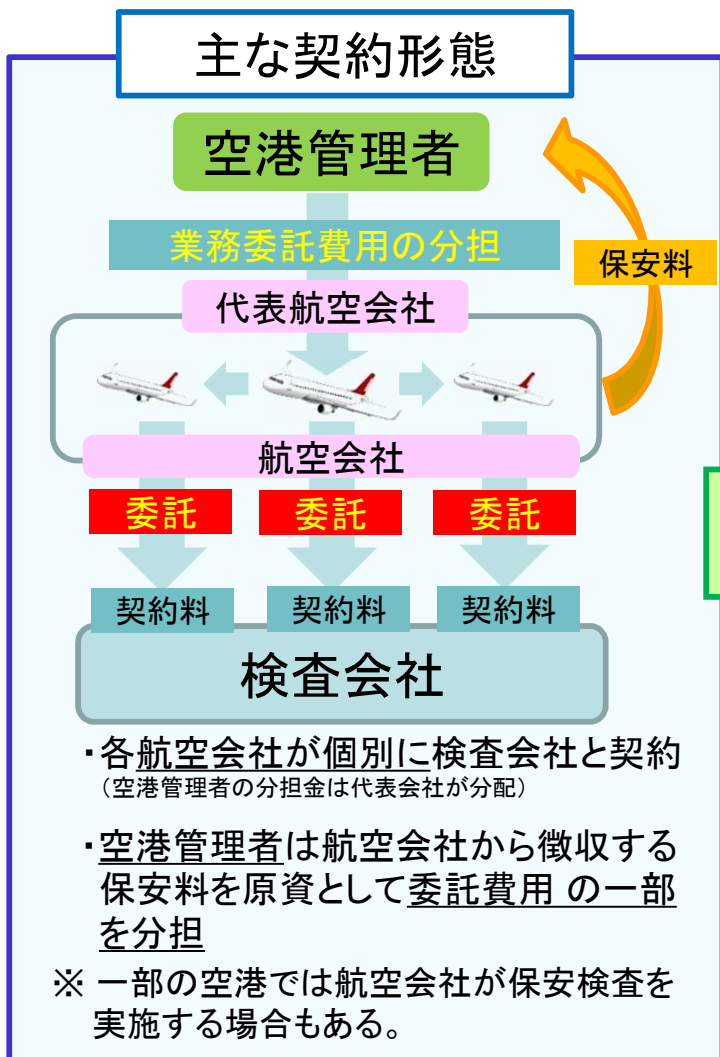
- ・ 各航空会社が個別に検査会社と契約
(空港管理者の分担金は代表会社が分配)
- ・ 空港管理者は委託費用の一部を分担

我が国の実情に照らした効果的な役割分担・連携のあり方とは？

②保安検査に関する役割分担や連携について

保安検査の責任主体については、主体ごとのメリット・デメリット(考慮が必要な点)を整理して検討を行う必要があるのではないか。

＜現行の契約形態：イメージ＞



メリット・デメリット(例)	
主体	△ メリット
	▼ デメリット
航空会社	△ 運航安全との一貫性 △ 運用の柔軟性 等
	▼ 契約関係が複雑 ▼ 検査品質が空港内でばらつく可能性 等
空港	△ 迅速な投資判断 △ 空港内での品質平準化 等
	▼ 規模の大小、地方管理空港を含め運営形態が様々 ▼ 空港間で保安レベルがばらつく可能性 等
国	△ 横並びも見た投資判断 △ 品質の平準化 等
	▼ 公務員の増加、硬直性 ▼ 運用経験が十分か 等

- 制度及び背景
- 論点①保安検査の位置付けについて
- 論点②保安検査に関する役割分担や連携について
- 論点③保安検査の量的・質的向上について

③ 保安検査の量的・質的向上

- 保安検査には、必要な人材確保・教育訓練を通じたノウハウの蓄積等がポイントとなる。しかしながら、実質的な拘束時間が長い、通勤時間が公共交通機関が使いにくい時間帯になってしまうなど、労働環境・条件等が他業種と比較して十分に魅力あるものとなっていないところ。
- 加えて、今後の少子高齢化の進展を踏まえるとともに、ヒューマンエラーの発生を抑制し、迅速に精度の高い検査を実施していくためには、より自動化された精度の高い検査機器の導入が不可欠。
- こうした人材確保・育成、先端機器の導入を促進していく必要がある。



保安検査員の人材確保・育成と先進機器の導入を促進するためには？

航空局による保安検査員に対する教育訓練

